

# 平成29年度の取組方針について

---

## 1. 追加的な対策の実施

○ 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

### ① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
- ・ 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ
- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定

### ② 民間発注工事における対策

- ・ 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

### ⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

### ③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・ 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化

### ④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる

## 2. 実態の把握

○ 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する 1

## ① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

### ◇ 現状・課題

- ・平成29年4月以降、国土交通省直轄工事においては、2次以下の下請企業を含めて、社会保険加入業者に限定する対策を講じているところ(防衛省、農林水産省においても同様の措置を講じている)
- ・都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているが、対策を講じている市町村は徐々に増加傾向であるものの、一部に留まっている
- ・社会保険に加入している事業者からは、自治体の工事に参加する企業には、未だ社会保険に加入していない企業が存在しており、それらの企業との間では、競争上不利になることから、少なくとも公共工事については、法定福利費を積算に含めた上で、参加する企業を社会保険加入企業に限定する取組が必要との声がある

### ◆ 取組方針

#### (各団体における取組の推進)

- ・都道府県及び政令市の発注工事において、直轄工事に準じた社会保険加入企業に限定する対策を徹底
- ・市町村発注工事においても、社会保険加入企業に限定する対策の浸透
- ・積算における法定福利費の計上状況のフォローアップ(入契法に基づく調査の実施 [7月頃])

→フォローアップ調査の結果に応じ、法定福利費を確実に含めた積算の要請や見込まない積算を行っている団体名の公表

#### (地方公共団体への働きかけ)

- ・都道府県を一同に集めた会議を開催し、発注工事における社会保険加入企業への限定や、法定福利費の計上を要請 [5月29日]
- ・各ブロックごとに都道府県の取組状況をフォローアップし、市町村への働きかけも含めた対応を協議 [6月頃]
- ・各ブロックで公共工事発注者対象の説明会を開催し、市町村を含めて直接働きかけ(あわせて、公共工事に参加する建設業者対象の説明会を開催し、直轄工事の対策内容について直接周知) [6月頃~]

## ① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

### ◆ 取組方針

#### (公共標準約款の改正)

- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、当該工事の下請(二次以下を含む)を社会保険加入企業に限定する旨規定することを検討 [中建審(夏頃)での審議を予定]  
※地方公共団体の中には、一次下請に対する対策も未実施の団体があることを踏まえ、選択して導入できるような規定とすることも検討

## <平成28年度入契調査より>

### ① 公共工事の元請業者を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施している(定期の競争参加資格審査又は個別の発注工事における競争参加資格審査等)		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
政令指定都市	19	14	1	6
市区町村	821	597	900	1124

### ② 公共工事の下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定(2次下請以降の限定も含む)		その他の下請業者への対策を実施(未加入業者の通報を含む)		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
指定都市	3	1	11	7	6	12
市区町村	134	89	813	47	774	1585

## <各都道府県への聞き取り>

H29.4.1時点の各都道府県における対策の実施状況は、元請については全都道府県、1次下請については28団体、2次下請については3団体で加入企業に限定する措置を講じているところ

## ② 民間発注工事における対策

### ◇ 現状・課題

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、加入にあたって必要な法定福利費が発注者から元請企業を通じて下請企業に行き渡ることが必要不可欠
- ・ 標準見積書の活用は着実に普及しており、法定福利費を確保する手法として有効
- ・ 事業者からは、法定福利費を確保し、下請け企業までいきわたらせるには、更なる対策が必要との意見がある
- ・ また、公共工事と民間発注工事との間で、保険の加入や法定福利費の支払いの取組について温度差があるとの声がある

### ◆ 取組方針

#### (法定福利費の確保に向けた標準約款の改正)

- ・ 標準約款(公共／民間／下請)を以下の通り改正することを検討 [中建審(夏頃)での審議を予定]
  - ・ 受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務付け  
(公共約款では第3条)
  - ・ 発注者が検査合格後に受注者に対して支払う請負代金について、法定福利費を含む旨を明記  
(公共約款では第32条)
- ※ 受発注者間の契約については、ガイドラインにおいて見積書での内訳明示を求めているため、発注者、受注者(元請企業)双方に対し、十分な周知・説明を行うことが必要(まずは、下請約款を先行的に改正するという手法も考えられる)

#### (社会保険加入企業に限定する取組の推進)

- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書のひな形を作成し、活用することを検討

- 建設工事の請負契約において合意内容に不明確、不正確な点がある場合、後日の紛争の原因ともなりかねず、また、いわゆる請負契約の片務性がある場合、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれ。
- このため、建設業法第34条第2項に基づき、中央建設業審議会(中建審)が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告することとされている。
- 中建審は、公共工事用として公共工事標準請負契約約款、民間工事用として民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに下請工事用として建設工事標準下請契約約款を作成。

## ・ 請負代金内訳書に関する規定(例)

**民間(甲)** (請負代金内訳書及び工程表)  
第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

**下請** (請負代金内訳書及び工程表)  
第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

## ・ 請負代金の支払いに関する規定(例)

**民間(甲)** (請求及び支払い)  
第二十八条 第二十三条第一項又は第二項の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、受注者は、発注者にこの契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者は、受注者に請負代金の支払いを完了する。

**下請** (引渡し時の支払い)  
第三十一条 下請負人は、第二十五条(検査及び引渡し)第二項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。  
2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、請負代金を支払う。



## ③ 社会保険未加入企業への対策の強化

### ◇ 現状・課題

- ・ 5年間の未加入対策の実施の結果、公共工事労務費調査結果等によれば、加入率は着実に上昇
- ・ 一方で、法令に違反して未加入の事業者等が依然として存在していることで、法定福利費を適正に含まない額でダンピング受注等の要因となっているとの声がある。

### ◆ 取組方針

#### （社会保険未加入企業への対策の強化）

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化（両者による新たな取り組みを検討）
- ・ 建設業者等企業情報検索システムにおいて、建設業許可業者の保険加入状況を「見える化」
- ・ 経営事項審査を改正し、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

#### （現場における社会保険加入の徹底）

- ・ 建設キャリアアップシステムを活用した社会保険加入の確認方法の検討
- ・ 保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討



データ閲覧 > 建設業者

メニュー画面に戻る

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索 HELP

### 建設業者 検索

商号又は名称 (全角カナ検索)  ※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。  
 商号又は名称 (漢字検索)

AND条件  OR条件

許可番号  許可第  号～  号

所在地検索指定  都道府県選択  ※本店選択メニュー空欄時は営業所所となります。

業種指定 業種 (略号)

営業所キーワード

結果をソート  許可行政庁  検索結果表示  件ずつ表示

昇順  降順

**検索**

検索条件を入力してクリック

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索 HELP

### 建設業者の詳細情報

業者概要 PDF

許可番号	国土交通大臣許可 第1234567号	経営事項審査結果			
商号又は名称	国土交通建設(株)	建設業法に基づく監督処分等情報			
代表者の氏名	国土 太郎	国土交通省発注工事における指名停止処分情報			
主たる営業所の所在地	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	法人・個人区分	法人		
電話番号	03-5253-8111	資本金額	50,000千円		
		建設業以外の兼業の有無	あり		
		保険の加入状況	健康	年金	雇用
			-	-	○
			<small>※保険の加入状況の表示は以下の通りです。 「○」…加入又は適用除外 「-」…確認中</small>		

許可を受けた建設業の種類
 

土	建	大	方	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	補	し	板	力	塗	防	内	機	池	通	園	井	水	消	清	
							1	1																		1	

1.一般建設業 2.特定建設業

許可業種
 

No.	許可年月	許可の有効期間
1	H26/10/20	H26年10月20日からH31年10月19日まで
		許可条件

※更新申請がなされている場合は、当該申請に対する処分が行われるまでの間、なおその許可は有効として取り扱われます。

許可を受けた建設業の種類
 

土	建	大	方	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	補	し	板	力	塗	防	内	機	池	通	園	井	水	消	清
							1	1																	1	

# (参考)経営事項審査における減点幅の拡大について

## 経営事項審査における未加入企業の減点

- 経営事項審査では、W(社会性等)の評価項目において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業に対し、減点を行っている
- 社会保険未加入企業の排除を促進するため、これまでも、減点幅の拡大等の措置を実施してきたところ

## 経営事項審査における社会保険未加入に係る評価項目の経緯

### <～H20>

- ・雇用保険未加入
  - ・健康保険・厚生年金保険未加入
  - ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点  
(計45点)



### <～H24>

- ・雇用保険未加入
  - ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点  
(計60点)



### <H24～現在>

- ・雇用保険未加入
  - ・健康保険未加入
  - ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点  
(計120点)

→ 依然として、経営受審企業約14万社のうち約1,000社が未加入により減点されており、更なる厳格化が必要

## ④ 地域における優良な取組の推進

### ◇ 現状・課題

- ・ 平成24年より社会保険未加入対策を開始し、加入率は着実に上昇しているが、下請次数が高いほど加入率が低く、小規模事業者に未加入の企業・作業員が多い現状
- ・ 社会保険制度や、法定福利費を内訳明示した見積書、現場毎の加入指導等について、地域レベルで理解を広げる取組が必要
- ・ これまで団体を通じて様々な加入促進策等の周知や推進を進めてきたが、これと併せて、各地域において社会保険の加入に積極的に取り組む企業をフォーカスすることで、個々の企業に対し、社会保険の加入について必要となる具体的な行動を促していくことが必要

### ◆ 取組方針

- ・ 都道府県単位で「社会保険加入推進会議」を開催し、社会保険加入に積極的に取り組む企業が守るべき行動基準を採択する
- ・ 各地域において行動基準を遵守する企業数を増やしていく取組を展開

※以下についても検討

- － 行動基準の内容
- － 行動基準を遵守するインセンティブのあり方

【行動基準（イメージ）】

- |      |                   |              |
|------|-------------------|--------------|
| (元請) | ①標準見積書の活用         | ②法定福利費の支払い   |
|      | ③下請企業の加入確認・指導     | ④作業員の加入確認・指導 |
|      | ⑤法令上義務のある保険の適切な確認 |              |
| (下請) | ⑥標準見積書の活用         | ⑦ダンピング受注しない  |
|      | ⑧雇用と請負の区別         | ⑨労働者の保険加入徹底  |

## ⑤ 周知・啓発等の充実

### ◇ 現状・課題

- ・ 5年間の社会保険未加入対策の取組の結果、企業単位・従業員単位の加入率は着実に上昇
- ・ 加入要件等の制度の詳細や法定福利費の計算方法等、各現場において社会保険に関する理解の徹底が引き続き必要
- ・ 特に平成29年4月以降は、作業員の現場入場に関連する問い合わせが増加しており、相談体制の充実・強化を通じて適切な社会保険加入を進めていくことが必要

### ◆ 取組方針

#### （相談体制の充実）

- ・ 社会保険加入対策に関する問い合わせにきめ細かく対応するための相談窓口の充実（建設業フォローアップ相談ダイヤルへの追加） ※4月17日に措置済み

#### （周知・啓発の徹底）

- ・ 社会保険加入対策に係るパンフレット、マニュアル等の充実

#### （下請指導ガイドラインの改訂）

- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められるために確認すべき項目を検討  
→ 検討結果を踏まえ、「下請指導ガイドライン」の改訂を視野

平成29年  
5月8日

- 第1回連絡協議会
  - ・平成29年度の取組方針について意見交換

- 取組方針に従い、順次、必要な対策を検討・実施
- 社会保険加入状況等の実態調査実施(6月頃)
  - ・社会保険の加入実態
  - ・法定福利費の支払い状況等
- 社会保険加入に係る実態・課題等を把握・整理



冬頃

- 第2回連絡協議会
  - ・第1回連絡協議会を受けた検討結果の報告
  - ・5年間の社会保険未加入対策の目標達成状況の検証

※検討結果を踏まえ、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂も視野

## 調査の目的

社会保険未加入対策の目標年次を迎えることを受けて、社会保険の加入状況や法定福利費の支払い等に関する実態を把握し、5年間の対策を評価するとともに、今後の対策を検討するための基礎資料とする

## 現場の声等

- ・ 社会保険への加入や法定福利費の支払いについては、現場等により違いがある
- ・ 小規模自治体や民間工事では、末端まで法定福利費が行き渡っていない
- ・ 近年の労務単価の上昇ほど建設技能労働者の賃金は上がっていない

## 調査の概要

### 【把握したい事項】

- ①発注者から元請けへの法定福利費の支払い状況及びトレンド
- ②元請けから下請けへの法定福利費の支払い状況及びトレンド
- ③下請け企業が職人に支払う賃金の状況及びトレンド
- ④社会保険未加入の企業・作業員の属性 等

### 【調査のメッシュ】

- 工事の種類ごとの法定福利費の支払い傾向の違い: 国／自治体／民間発注／元請の規模等
- 社会保険未加入の企業・作業員の属性: 地域、下請次数、業種、年齢等

- ・ 実施時期: 6月頃～調査票を配布
- ・ 調査対象: 建設業許可業者から一定数の企業を抽出し、アンケート調査票を送付する
- ・ 集計方法: 企業や工事の属性ごとに結果を集計する